

【 令和 4 年 度 】
豊見城市 市民団体活動支援事業 &
20周年記念SDGs活動団体支援事業

募集要項

これからも

はじまら

とみぐすく



みなさんのアイデアを活かして
夢と希望あふれるまちにしませんか？

こんなことをしてみたい！

こんなイベントがあったら嬉しい！

みなさんの日頃のアイデアを仲間と一緒に実現して、とみぐすく
をよりよい楽しいまちにしていきませんか。

みなさんの多くのご応募、お待ちしております！！



豊見城市 市民部 協働のまち推進課

TEL:098-850-0159

FAX:098-850-5820

E-mail: kyoudou@city.tomigusuku.lg.jp

目次

1. 市民団体活動支援事業P1
2. 20周年記念SDGs活動団体支援事業P2
3. 補助金の額P3
4. 応募の方法P3
5. 審査の方法P4
6. 補助対象経費P5
7. 補助対象実施期間P5
8. 申請から事業完了後までの流れP6





1. 市民団体活動支援事業

1-1. 事業の目的

豊見城市は、「地の利を活かして持続的に発展するまちとみぐすく」を目指しています。この事業では、市民団体のみなさんが実現したいと考えている活動のきっかけづくりや、継続的に活動ができるような基盤づくりをお手伝いします。

構成員が3人以上の特定非営利活動法人、市民団体、学校、ボランティア団体（以下「市民活動団体」という。）が市内において、自主的、主体的に企画し継続的に実施する事業に対して、予算の範囲内で事業費の一部を補助します。

1-2. 補助の対象となる団体・事業

(1) 対象の団体

- ①活動の拠点が市内である団体
- ②構成員が3人以上で、かつ、その過半数が市内に在住、在勤又は在学している団体
- ③政治活動、宗教活動又は営利活動を行っていない団体

※ただし、以下に該当する団体は、補助対象外となります。

- ①当補助金の交付を2回受けた団体
- ②他の補助金等を受けている団体

(2) 対象の事業

市内で実施する事業で、継続的に実施する又は実施している事業

- ①地域の特産品や特性を活用した事業
- ②防犯に関する活動 ③食育・健康の推進
- ④子育て・福祉活動 ⑤伝統文化行事の継承
- ⑥地域の人材育成 ⑦環境美化活動
- ⑧市長が必要と認める事業

※ただし、以下に該当する事業は、補助対象外となります。

- ①特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ②交流会やその他の親睦的な事業
- ③公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある事業



2. 20周年記念SDGs活動団体支援事業

2-1. 事業の目的

豊見城市は、令和4年4月1日に市制施行20周年を迎えました。市制施行20周年を機に「誰もが安心して暮らせるまち とみぐすく」を目指し、SDGsの達成に向けた活動をしている団体を応援します。豊見城市らしいSDGsの実現に向けて一緒に頑張りましょう！

市内に活動拠点を有している市民活動団体が、市内において地域課題の解決につながりSDGsの達成に向けて積極的に取り組む事業に対して、予算の範囲内で事業費の一部を補助します。

2-2. 補助の対象となる団体・事業

(1) 対象の団体

「1.市民団体活動支援事業」の対象条件を満たし、かつ以下のいずれかを満たした団体

- ①市内に活動拠点を有している市民活動団体
- ②①を代表とした、2団体以上が連携した協議体
- ③おきなわSDGsパートナー登録を受けている団体

(2) 対象の事業

「1.市民団体活動支援事業」の対象条件を満たし、**SDGsの17のゴール・169のターゲットの関係が明確であること**、かつ以下のいずれかを満たした事業を対象とする。

- (1)SDGsの達成に向けて効果的な取り組みを行っている事業
- (2)市民へのSDGs普及啓発に効果的な取り組みである事業



3. 補助金の額

(1)「市民団体活動支援事業」

補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費総額の10分の9以内(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、**20万円が上限**となります。

※補助対象経費については5ページをご確認ください。

(2)「20周年記念SDGs活動団体支援事業」

補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費総額の10分の9以内(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、**30万円が上限**となります。

※補助対象経費については5ページをご確認ください。

4. 応募の方法

(1)応募期間

「市民団体活動支援事業」、「SDGs活動団体支援事業」とともに
令和4年6月6日(月)～7月29日(金)午後5時15分まで

(2)応募書類

- ①市民団体活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)※
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③事業収支予算書(様式第3号)
- ④団体概要書(様式第4号)
- ⑤会員名簿(様式第5号)
- ⑥その他市長が必要と認める書類

※「SDGs活動団体支援事業」で申請する場合もこの申請書になります。

(3)申請書入手先

市ホームページよりダウンロードいただくか、または下記窓口にて入手してください。

・豊見城市 市民部 協働のまち推進課(市役所2階)

(4)応募手続き

募集要項をご参照の上、
豊見城市役所協働のまち推進課(市役所2階)
まで持参、または郵送(※切必着)して下さい。
〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市役所 協働のまち推進課





5. 審査の方法

書類審査をはじめ、審査会での提案事業の説明(プレゼンテーション)と質疑応答(ヒアリング)をもとに、審査委員会において審査します。審査の結果において、採択団体を決定します。

(1) 審査会

下記の内容で審査会を実施します。詳細日時については申請〆切後に申請団体にご連絡します。

・令和4年8月中旬に豊見城市役所会議室にて実施予定です。

(2) 審査委員

・関連部署の市職員、SDGsに知見のある方を予定しています。

(3) 審査項目

①収支の適正(事業で購入する物品の価格や購入量は適正か等)

②公益性(多くの人に有益な事業か)

③持続性・発展性(継続、発展する事業か)

④有効性・効果性(多くの効果をもたらす事業か)

⑤自主性・独創性(自主的、独創性がある事業か)

⑥必要性(豊見城市のために必要な事業か)

⑦波及効果(事業の効果が地域に波及する活動か)

⑧おきなわSDGsパートナー登録(沖縄県による登録を受けているか)

※「20周年記念SDGs活動団体支援事業」のみの項目

《これまでに採択された団体と事業》

・NPO法人あきづ(地域見守り活動、環境美化活動)

・豊崎・美らSUN会(環境美化活動、地域企業合同就職説明会)

・うーまークラブ(親子で楽しむ実験教室)

・地元の歴史・文化広め隊(豊見城の歴史・文化継承絵本の作成)

・豊見城市の海と珊瑚を守る会(珊瑚の植え付け、海岸の清掃活動)

・リーディングサービスつくしんぼ(目の不自由な方のために、広報とみぐすくをFMとよみ(ラジオ)で放送)

・緑好しいじいーの会(子ども・女性等安全安心見守り事業)

などなど



6. 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費のうち、下の表に定める経費を補助対象経費とします。ただし、市民活動団体の事務所を維持するための経費、市民活動団体の経常的な活動に要する経費、食糧費、市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等は対象外となります。

費目	内容
報償費	講演会の講師の謝礼、調査又は研究を専門家へ委託した場合の謝礼等 (市の講師等謝礼金及び報償費支払い基準の範囲内の額)
旅費	講師・専門家等にかかる交通費等
需用費	文具費、材料費(事業において消化する食材等の経費を含む。)、印刷製本費等
役務費	郵便料、保険料、通訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両又は機器等の賃借料、通行料等
備品購入費	補助対象事業に必要な不可欠なもの(ただし、補助金の額の3分の1以下とする。)
その他	上記以外の経費で、事業の特性から市長が適切と認めるもの

7. 補助対象事業の実施期間等

○事業の実施期間

補助金交付決定の日(令和4年8月下旬)から令和5年2月中旬まで

○実績報告書の提出期日

令和5年2月28日(火)または、補助対象事業完了後30日を経過する日のいずれか早い日まで



8. 申請から事業完了後までの流れ

申請書類を提出した後、審査会を実施し、審査員の審査結果をもとに補助対象事業を決定します。結果は、各申請団体に通知します。交付決定団体は、事業完了後には、実績報告書の提出及び補助金交付年度の翌年度に周知活動が必要となります。

申請から交付までの流れ

